

親会社等に関する事項

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。）を有する上場会社は、事業年度経過後 3 か月以内に、当取引所が定める親会社等に関する事項について、適時開示規則（適時開示規則第 2 条第 9 項）に基づく開示が必要となります。

（参考）

「親会社等」とは、「親会社（注 1）」及び「上場会社が他の会社の関連会社（注 2）である場合における当該他の会社（注 3）」のことをいいます。

（注 1） 親会社：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 3 項に規定する親会社

（注 2） 関連会社：財務諸表等規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社

（注 3） 「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」は、財務諸表等規則第 8 条第 16 項第 4 号に規定する「その他の関係会社」と同義です。

(2) 開示事項

親会社等の状況及び親会社等と上場会社との関係等について以下の事項を記載してください。

a 親会社等の商号等

①親会社等の商号又は名称、②上場会社の議決権に対する親会社等の所有割合（間接所有を含んだ割合を記載するとともに、間接所有の割合を内書きとして記載する。）、③親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等（外国の証券取引所及び組織された店頭市場を含む。）の商号又は名称を記載してください。

【開示例】

（平成〇年〇月〇日現在）

親会社等	属性 （※ 1）	親会社等の議決権所有割合 （％）（※ 2）	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等（※ 3）
〇〇株式会社	親会社	51.00 (40.00)	株式会社●●証券取引所 市場第一部 ▲▲証券取引所（米国）
株式会社△△	上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社	30.00	なし

（注）親会社等の議決権所有割合欄の()内は、間接被所有割合で内数である。

※ 1 「親会社」又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」の別を記載してください。

※ 2 間接所有を含んだ割合を記載するとともに、間接所有の割合を内書きとして記載してください。

※ 3 複数ある場合はすべて記載してください。

- b 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由を記載してください。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）場合は、そのすべての会社について記載し、影響が同等である理由を記載してください。

※ 親会社等が複数でない場合は、この項目を設ける必要はありません。

- c 非上場の親会社等に関する会社情報の適時開示の免除の理由

親会社等（親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）場合は、上場会社が選択したいずれか 1 社）が、国内の証券取引所に上場されている株券の発行者及び外国の証券取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている株券（預託証券を含む。）の発行者でない場合で、当該親会社等について、非上場の親会社等に係る会社情報の適時開示が免除されているとき（適時開示規則の取扱い 1. の 3（3）ただし書の適用を受ける場合）は、当該免除を求めるにあたり当取引所に提示した理由を記載してください。

※ 該当しない場合は、この項目を設ける必要はありません。

- d 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等について、以下の事項を記載してください。

- (a) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けについて、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系などの面から記載してください。特に、親会社等又はそのグループ企業との間で、役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合（注）、金銭等の貸借関係、保証・被保証関係等がある場合、主要な製品に係るライセンス等の供与がある場合、営業取引における依存度合いが著しく高い場合、重要な製造設備等について賃貸借関係等がある場合などにあつては、これらの状況（数、金額、構成比等を用いて具体的に）及びそのような形態を採っている理由を記載することが望まれます。

（注）親会社等又はそのグループ企業の役員又は従業員が、上場会社の役員を兼務している場合及び親会社等又はそのグループ企業から出向者の受入れがある場合には、その内容（人数、役職（出向者の場合は部署名）、親会社等又はそのグループ企業名等）及び理由について記載することが望まれます（別添 3 別紙 2 ②を参照ください。）。

- (b) (a) の記載を踏まえ、親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、また、上場会社が、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系などの面から受ける経営・事業活動への影響等についても記載してください。

(c) 上場会社は、親会社等の企業グループとしての経営方針や親会社等による議決権保有・行使による影響を受けて活動する中においても、上場会社として、事業活動や経営判断において一定の独立性を有することが必要となりますが、②に記載した親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策について記載してください。

(d) (a)～(c)を踏まえて、親会社等からの一定の独立性の確保の状況について、理由を含めて記載してください。

なお、親会社等が複数ある場合は、各社ごとに記載していただいても構いませんし、まとめて記載していただいても構いません。

※ 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置けや親会社等からの独立性の確保の状況等については、親会社等の企業グループとの関係とそれらが上場会社の独立性に及ぼす影響等及び独立性の確保に関する施策などを関連づけて記載することが望まれます。開示例を別添3別紙2②に掲げておりますのでご参照ください。

e 親会社等との取引に関する事項

「関連当事者との取引」に関する注記(財務諸表等規則第8条の10又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4)のうち、親会社等との取引に関する事項を記載してください。

ただし、決算短信において、財務諸表又は連結財務諸表中に、「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合には、当該注記を参照する旨を記載することで足りります。

(3) 開示上の注意事項

a 原則として、最近事業年度の末日現在の状況について記載してください。ただし、その後、親会社又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」の異動が生じた場合は、その状況を踏まえて最近日現在の状況について記載してください。

b 非上場の親会社等を有している上場会社に限らず、親会社等を有している上場会社全社に適用になります。また、親会社等が複数ある場合には、すべての親会社等についての記載が必要になります。